

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人八戸市社会福祉事業団（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、理事長及び専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 役員等とは、役員、評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、期末手当及び通勤手当をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分)

第3条 法人は、役員等に対し、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等を支給しない。

- (1) 常勤理事については、月額報酬及び役職手当を報酬として支給するほか、期末手当、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員については、日額報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 月額報酬は、別に定める給与規程第5条第1号に定める一般職給料表の5級1号給に掲げる額を超えない範囲とする。
- (2) 役職手当は月6万円を超えない範囲とする。
- (3) 期末手当は、正職員の例により年額で月額報酬の2.6月分を超えない範囲とする。
- (4) 通勤手当は、正職員の例によるものとする。

2 非常勤役員に対する日額報酬の額は、5千円とし、かつ、1人あたりの各年度の総額が5万円を超えない範囲とする。

3 評議員に対する日額報酬の額は、5千円とし、かつ、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給の方法及び形態は、正職員の例によるものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、現金により支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程の例により、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日から施行する。
- 2 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団役員等の報酬等及び費用弁償規程(平成13年11月15日施行)は、廃止する。
- 3 この規程は、令和元年6月20日から施行する。